

# 東近江市民間学童保育所設置運営事業者募集要項

令和8年6月  
東近江市こども未来部こども政策課

## 東近江市民間学童保育所設置運営事業者募集要項

東近江市では、学童保育所を全ての小学校区に開設しているが、保育ニーズの高まりにより入所希望者が増加している。対策として夏季休業期間限定の学童保育所の開設や放課後居場所緊急対策事業に取り組んでいるが、多数の待機児童が見込まれる小学校区を対象として民間学童保育所の設置及び運営を行う事業者を募集する。

### 1 募集の概要

#### (1) 民間学童保育所の定義

この要項において「民間学童保育所」とは、法人格を有する民間事業者が、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業（小学校に就学している児童でその保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業をいう。）を実施する学童保育所をいう。したがって、スポーツクラブ、塾等を主たる目的とするものは、民間学童保育所とは認められない。

#### (2) 募集対象学区

東近江市立学校通学区域規則（平成17年東近江市教育委員会規則第12号）に規定する東近江市立八日市北小学校の通学区域

#### (3) 募集民間学童保育所数

1箇所

#### (4) 民間学童保育所の規模

定員40人程度

#### (5) 開設場所

八日市北小学校から全学年の児童が徒歩で通所できる場所

#### (6) 開設時期

令和9年4月1日

### 2 応募資格

応募資格は、次に掲げる要件を満たすこととする。

- (1) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人（設立予定者を含む。）、私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に規定する特定非営利活動

- 法人、労働者協同組合法（令和2年法律第78号）に規定する労働者協同組合、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）に規定する一般社団法人若しくは一般財団法人又は会社法（平成17年法律第86号）に規定する株式会社の法人格を有するもの。
- (2) 事業を遂行できる十分な資力、信用、知識、技術、意欲等を有し、継続的に安定した民間学童保育所の運営を行うことができること。
  - (3) 資金計画及び事業計画が確実であり、施設の整備等に要する自己資金に係る負担を確実に行うことができること。
  - (4) 法人が運営する施設について、過去3年間において法令に基づく改善命令、事業停止、業務停止等の処分又は直近に実施された所管庁の指導監査、実施指導等において重大な文書指摘を受けていないこと。ただし、文書指摘を受けた場合であっても、適正な改善報告がなされているときは、この限りでない。
  - (5) 法人が運営する民間学童保育所については、事業規模及び保育内容を変更することなく、10年以上にわたり継続して事業を実施することができること。ただし、変更することが待機児童の解消に資することが明確である場合を除く。
  - (6) 民間学童保育所を運営するに当たり、必要な支援員の確保が確実に見込まれること。
  - (7) 法人の代表者又は役員（以下「役員等」という。）に法律行為を行う能力を有しない者が含まれていないこと。
  - (8) 役員等に破産者で復権していない者が含まれていないこと。
  - (9) 東近江市建設工事等入札参加停止及び指名停止基準（平成20年東近江市告示第253号）又は東近江市物品関係入札参加停止及び指名停止基準（平成26年東近江市告示第137号）に基づく入札参加停止又は指名停止を受けていないこと。
  - (10) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に該当しないこと。
  - (11) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の決定、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てその他これらに準ずる手続開始の申立てをしていないこと。
  - (12) 法人及び法人の代表者が国税及び地方税を滞納していないこと（法人設立予定者も同様とする。）。

(13) 法人及び役員等（それぞれ就任予定者を含む。）が次のアからキまでのいずれにも該当する者でないこと（法人設立予定者も同様とする。）。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。イにおいて「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。

以下同じ。）

イ 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者

エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者

オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

カ アからオまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者

キ イからカまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人

(14) 役員等に拘禁以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの日又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過していない者が含まれていないこと。

(15) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反し、公正取引委員会から告発、排除措置、審決又は課徴金納付命令を受けた日から2年を経過している法人

(16) 手形又は銀行取引停止処分がなされ、又は支払停止事由が発生し、これが改善している法人

(17) 差押、仮差押又は仮処分がなされ、これが解消している法人

### 3 事業の運営に関する条件

(1) 東近江市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成30年東近江市条例第30号）及び東近江市学童保育所運営指針を遵守して運営を行うこと。

(2) 年間250日以上の開所が見込まれること。

(3) 円滑に運営できるよう、住宅地又は共同住宅・テナントビル等において事業を行う場合は、施設整備の計画や運営等（送迎時の安全対策や渋滞対策も含む）

について十分に検討し、応募前に周辺自治会長等に事前説明を行い、意見を聴取して近隣住民への周知及び理解を得ること。

- (4) 利用者の募集及び選定は事業者が行うこと。
- (5) 民間学童保育所の利用料は、他の八日市北小学校区の学童保育所に準じて設定し、徴収すること。また、おやつ代についても事業者で徴収し、運営経費とは別に会計を行うこと。
- (6) 保育中における入所児童の事故等に備えて損害賠償責任保険に加入すること。
- (7) 本市の実施する放課後児童健全育成事業に関連する事業に協力すること。
- (8) 本市の実施する支援員向けの資質向上研修に積極的に参加すること。
- (9) 個人情報の取扱いは、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づくものとし、事業を実施する上で知り得た内容等については、守秘義務を遵守すること。

#### 4 事業を行う施設に関する条件

開設日までに、八日市北小学校の通学区域において、以下の要件を満たす施設の準備ができること。

- (1) 施設は事業者が確保するものとし、施設は事業者が令和8年度中に整備し、令和9年4月1日に確実に開設するよう進めること。
- (2) 都市計画法（昭和43年法律第100号）、建築基準法（昭和25年法律第201号）、消防法（昭和23年法律第186号）等関係法令等の要件を遵守し、必要な許認可が確実に得られる見込みであるものとし、本市又は関係機関の所管課等に確認の上、実現可能な改修計画書として提出すること。
- (3) 施設の設備等に関しては、東近江市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の基準を満たすこと。
- (4) 遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画（以下「専用区画」という。）を設けることとし、その面積は、児童1人につきおおむね1.65平方メートル以上とすること。ただし、利用する児童の安全上及び衛生上支障がないと認められるときは、専用区画を設けることに代えて、遊び及び生活の場としての機能のみを備えた区画（その面積が、児童1人につき1.65平方メートル以上のものに限る。）と静養するための機能のみを備えた区画とを分離して設けることができる。
- (5) 児童の所持品を収納するためのロッカー、生活に必要な備品等を備えるこ

と。

- (6) トイレ、手洗い等の設備を有し、衛生及び安全が確保されていること。
- (7) 地震時における大型家具等の転倒防止措置を講ずる等、入所児童の安全確保の配慮がされていること。
- (8) 昭和56年6月1日以後に着工されている建物である等、耐震性に問題ないことが確認されていること。昭和56年5月31日以前に着工され、完成している建物の場合は、耐震調査を実施し問題のないもの又は耐震補強済みのものであること。
- (9) 入所児童の保護者による送迎のための駐車場及び駐輪場を確保し、違法駐車による近隣迷惑、事故等の発生を防ぐ対応をすること。
- (10) 改修工事のスケジュール、工事車両の通行等についても近隣住民、自治会等に十分に説明を行うこと。
- (11) 同一敷地内で他の事業を複合的に行う場合は、放課後児童健全育成事業を行う場所と明確に区別をすること。

## 5 施設整備に係る補助金

- (1) 施設整備費として、東近江市民間学童保育所施設整備事業費補助金交付要綱（令和6年東近江市告示第4号）の規定により賃借物件等による民間学童保育所の設置及び改修等に要する費用（改修費等、開所前月分の賃借料（礼金を含み、敷金を除く。））について、予算の範囲内で補助する。
- (2) 当該募集は開所の準備行為として実施するものであり、運営の費用については、東近江市民間学童保育所運営事業費補助金交付要綱（令和6年東近江市告示第48号）の規定により予算の範囲内で補助をする。

## 6 応募方法等

### (1) 募集スケジュール

内容	日程
募集要項の公表、配布	令和8年6月10日（水）
質問書の受付期限	令和8年7月1日（水）
応募書類の提出期限	令和8年7月16日（木）
審査（プレゼンテーション）実施	令和8年7月23日（木）
事業者決定、公表	令和8年8月5日（水）

### (2) 募集要項の公表、配布

- ア 配布期間 令和8年6月10日（水）から同年7月1日（水）まで  
（土曜日、日曜日及び休日を除く。）
- イ 配布時間 午前8時30分から午後5時15分まで
- ウ 配布場所 東近江市こども未来部こども政策課  
（東近江市八日市緑町10番5号 東近江市役所本館1階）  
募集要項は、市ホームページから終日ダウンロード可能  
ホームページアドレス  
<https://www.city.higashiomi.shiga.jp/>

(3) 質問書の受付

- ア 提出期間 令和8年6月10日（水）から同年7月1日（水）まで
- イ 提出方法 東近江市民間学童保育所設置運営事業者募集に係る質問書（別紙1）に質問事項を記入し、持参、FAX又は電子メールで東近江市こども未来部こども政策課宛てに提出すること。  
FAX 0748-23-7501  
メール [kodomo@city.higashiomi.lg.jp](mailto:kodomo@city.higashiomi.lg.jp)
- ウ 回答方法 随時（質問書受付日から10日以内程度）、市ホームページに掲載する。最終回答期限は、令和8年7月13日（月）とする。

(4) 応募書類の提出

- ア 提出期限 令和8年7月16日（木）午後5時15分
- イ 提出場所 東近江市こども未来部こども政策課  
（東近江市八日市緑町10番5号 東近江市役所本館1階）
- ウ 提出方法 上記提出場所に持参すること。
- エ 提出書類 提出書類一覧（別紙2）のとおり
- オ 提出部数 正本1部及び副本6部の合計7部（副本は、複写機による写し可）  
※ 書類は、分散しないようA4判ファイル等で綴じ込み、資料番号をインデックスで標示すること。

カ その他

- (ア) 提出期限を過ぎたものは、受理しない。
- (イ) 提出された書類等は、返却しない。
- (ウ) 応募に係る一切の費用は、申込者の負担とする。選定されなかったことによる損害も同様とする。
- (エ) 必要に応じて別途資料の提出を求める場合がある。

(オ) 受付後に応募を辞退する場合は、令和8年7月21日（火）までに東近江市民間学童保育所設置運営事業者募集申込に係る辞退届（別紙3）を提出すること。

(5) 審査（プレゼンテーション） 令和8年7月23日（木）

(6) 事業者決定通知及び公表 令和8年8月5日（水）

## 7 選考及び結果

提出された提案については、次のとおり審査を行い、その審査結果に基づき市が事業者を決定する。

なお、本事業において、応募者がいない場合又は審査の結果により全ての提案が本事業実施の目的を達成できないと市が判断した場合は、事業者の決定を行わない。

### (1) 選考方法

市が設置する東近江市民間学童保育所設置運営事業者選考委員会（以下「選考委員会」という。）において、書類審査及び面接審査（プレゼンテーション及び質疑）を実施する。

### (2) 審査の実施方法等について

ア 審査の実施時間は、1事業者当たりの持ち時間を35分とし、プレゼンテーション20分及び質疑15分として実施する。

イ プレゼンテーション時に提案できる内容は、応募書類に記載された範囲とする。

ウ 実施方法は、自由形式とする。希望する事業者は、電子機器（パワーポイント等）を用いて行うことができる。この場合において、プレゼンテーションで使用する機器のうちプロジェクター及びスクリーンについては、市において準備する。これら以外は、事業者において用意すること。

エ 応募事業者が1者であっても、応募資格を有する事業者であればプレゼンテーションを実施する。

オ 選考委員会の構成並びに委員の職及び氏名は、非公開とする。

### (3) 選考結果

選考結果については、事業者宛てに通知するとともに、決定事業者の名称等を市ホームページで公表する。

### (4) 問合せ

応募事業者の内容、審査の経緯及び内容に関しては、いかなる問合せにも応

じない。また、応募事業者、その関係者、コンサルタント等から市に対して自らの応募書類、計画内容等の優劣等を質問する等の個別相談及び審査内容に係る問合せは、審査の公平性を期するため、審査の事前及び事後とも受け付けない。

(5) 異議申立て

審査結果についての異議申立ては、一切受け付けない。

8 スケジュール（予定）

令和8年10月 令和9年度学童保育所利用者募集 ※事業者で実施

令和8年12月 学童保育所利用者決定・通知 ※事業者で実施

令和9年4月1日 事業開始

※具体的な開所時期等のスケジュールについては、決定通知を受理した日以後、事前に市と協議を行うこと。

9 留意事項

(1) 事業予定者として決定された後の応募計画の変更は、制度改正に適合するための変更を除き、認めない。ただし、サービスの向上につながるもの、施設の実施計画に伴う軽微な変更等やむを得ないもので、審査の評価に影響を与えないものについてのみ、市と協議の上、認める場合がある。

(2) 事業者決定後において、決定事業者の事由により、令和9年4月1日にこの募集要項に基づく民間学童保育所を開所することができない場合は、市は決定事業者に対して損害の賠償を請求することができるものとする。この場合において、決定事業者は、異議を申し立てることはできないものとする。

(3) 市は、次のアからエまでのいずれかに該当する場合は、その決定を取り消すことができるものとする。この場合において、決定事業者は、既に要した費用の弁済を求めることはできない。

ア 本募集要項に記載された事項について、重大な違背行為があったとき。

イ 当初予定していた施設等の確保が困難になるなど、計画内容に大幅な変更が生じたとき。

ウ 予定していたスケジュールから大幅な遅れが生じたとき又は事業実施の目処が立たなくなったとき。

エ その他の事情により、適切な事業の実施が困難と認められるとき。

(4) 決定事業者は、自己の責任において、地域住民及び関係機関と交流、連携及

び調整を十分に行うこと。計画の実行に支障があると認められる場合は、決定を取り消すことがある。

(5) 決定事業者は、本募集要項に記載した諸条件を遵守するほか、施設の整備及び運営に当たっては、関係法令を遵守し、市及び県所管部署の指導に従うこと。事業者決定後であっても、法令の規定等により事業計画の実現が見込まれない等設置運営が困難と市が判断した場合には、事業予定者としての決定を取り消すものとする。

(6) 応募のために支出した費用等については、市は補填しないものとする。

(7) 応募事業者から市に提出された書類は、東近江市情報公開条例（平成17年東近江市条例第10号）の規定に基づき公開することがある。

(8) 募集期間中に応募者への連絡事項が生じた場合は、市ホームページに掲載するので、定期的を確認をすること。市ホームページの掲載内容を確認しないことによる不利益について、市は一切責任を負わない。

## 10 問合せ先

〒527-8527

東近江市八日市緑町10番5号

東近江市こども未来部こども政策課（東近江市役所本館1階）

電話 0748-24-5643

I P 050-5801-5643

メール [kodomo@city.higashiomi.lg.jp](mailto:kodomo@city.higashiomi.lg.jp)

F A X 0748-23-7501